

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	AITI株式会社 代表取締役 川上 直樹
【住所又は本店所在地】	東京都中央区日本橋兜町6番5号
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2024年 8 月 6 日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

## 【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社Liberaware
証券コード	218A
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

## 【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	AITI株式会社
住所又は本店所在地	東京都中央区日本橋兜町6番5号
事務上の連絡先及び担当者名	AITI株式会社 代表取締役 川上 直樹
電話番号	03-6264-2577

## 【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	2024年7月29日
訂正箇所	

(訂正前)

【表紙】

【氏名又は名称】 AITI株式会社

(訂正後)

【表紙】

【氏名又は名称】 AITI株式会社  
代表取締役 川上 直樹

(訂正前)

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			2,780,000
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I

対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 2,780,000
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		2,780,000
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

（訂正後）

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者）/ 1】

（4）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			2,743,700
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 2,743,700
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		

共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S	
保有株券等の数（総数） （0+P+Q-R-S）	T	2,743,700
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U	

（訂正前）

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

（4）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和6年7月29日現在）	V	18,836,700
上記提出者の株券等保有割合（%） （T / (U+V) × 100）		14.76
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		

（訂正後）

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

（4）【上記提出者の保有株券等の内訳】

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和6年7月29日現在）	V	18,836,700
上記提出者の株券等保有割合（%） （T / (U+V) × 100）		14.57
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		

（訂正前）

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

（5）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

（訂正後）

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

（5）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和6年7月29日	普通株式	36,300	0.19	市場外	処分	285.2

**（訂正前）****第2【提出者に関する事項】****1【提出者（大量保有者） / 1】****（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】**

金融商品取引法第27条の23第3項第2号の株式の数

金融商品取引法第27条の23第3項第2号の株式の数は、当社が組合員である、AI・テクノロジー・イノベーション・ファンド3号有限責任事業組合（2,100,000株）及びAI・テクノロジー・イノベーション・ファンド3号アルファ有限責任事業組合（680,000株）で保有するものであります。

ロックアップの合意について

(1) 対象株式580,000株については、SMBC日興証券株式会社に対し、元引受契約締結日に始まり、上場日（当日を含む。）後90日目の2024年10月26日までの期間、同社の同意なしには発行者の株式の売却等（SMBC日興証券株式会社を通して行う売却で売却価格が募集・売出しにかかる価格の1.5倍以上のもの等を除きます。）を行わない旨の約束（ロックアップ）に関する書面の差入れを行いました。

(2) 対象株式2,200,000株について、株式会社Liberawareに対して、同社の上場後6か月間を経過する日までの間は、本件株式の全部又は一部を第三者に売却等を行わない旨の約束（ロックアップ）に関する書面の差入れを行いました。

**（訂正後）****第2【提出者に関する事項】****1【提出者（大量保有者） / 1】****（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】**

金融商品取引法第27条の23第3項第2号の株式の数

金融商品取引法第27条の23第3項第2号の株式の数は、当社が組合員である、AI・テクノロジー・イノベーション・ファンド3号有限責任事業組合（2,100,000株）及びAI・テクノロジー・イノベーション・ファンド3号アルファ有限責任事業組合（643,700株）で保有するものであります。

ロックアップの合意について

(1) 対象株式543,700株については、SMBC日興証券株式会社に対し、元引受契約締結日に始まり、上場日（当日を含む。）後90日目の2024年10月26日までの期間、同社の同意なしには発行者の株式の売却等（SMBC日興証券株式会社を通して行う売却で売却価格が募集・売出しにかかる価格の1.5倍以上のもの等を除きます。）を行わない旨の約束（ロックアップ）に関する書面の差入れを行いました。

(2) 対象株式2,200,000株について、株式会社Liberawareに対して、同社の上場後6か月間を経過する日までの間は、本件株式の全部又は一部を第三者に売却等を行わない旨の約束（ロックアップ）に関する書面の差入れを行いました。